

# 平成 26 年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する 法律に基づく対応状況等に関する調査結果（青森県の状況）

本調査は、平成 18 年 4 月に施行された「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」高齢者虐待防止法に基づき、厚生労働省が全国の市町村及び都道府県において行われた高齢者虐待への対応状況を平成 19 年度から毎年度調査を実施しているものです。

このほど、平成 26 年度の対応状況等について調査結果がまとまりましたので、青森県の状況について公表します。

## 【調査結果（全体像）】

	養介護施設従事者等（※1）によるもの		養護者（※2）によるもの	
	虐待と判断した件数 （※3）	相談・通報件数 （※4）	虐待と判断した件数 （※3）	相談・通報件数 （※4）
26年度	6件	7件	154件	285件
25年度	0件	6件	206件	295件
増減 (増減率)	6件 (皆増)	1件 (16.7%)	△52件 (△25.2%)	△10件 (△3.4%)

※1 介護老人福祉施設など養介護施設又は居宅サービス事業など養介護事業の業務に従事する者

※2 高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等

※3 調査対象年度（平成 26 年 4 月 1 日から 27 年 3 月 31 日）に市町村等が虐待と判断した件数

※4 調査対象年度（同上）に市町村が相談・通報を受理した件数

## 【調査目的】

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「高齢者虐待防止法」という。）に基づき、平成 26 年度の高齢者虐待の対応状況等を把握するため、厚生労働省が行う調査の一環として実施した。

## 【調査対象】

県内 40 市町村

## 【平成 26 年度調査方法】

平成 26 年度中に新たに相談・通報があった事例や平成 25 年度中に相談・通報があったもののうち、平成 26 年度中に事実確認や対応を行った事例についてエクセルファイルの調査票に回答。

## 【調査結果概要】

### 1. 高齢者虐待判断件数等

高齢者虐待と認められた件数は、養介護施設従事者等（※1）によるものが平成 26 年で 6 件であり、前年度より 6 件（皆増）増加したのに対し、養護者（※2）によるものは 154 件であり、前年度より 52 件（25.2%）減少した。また、市町村への相談・通報件数は、養介護施設従事者等によるものが 7 件であり、前年度より 1 件（16.7%）増加したのに対し、養護者によるものは 285 件であり、前年度より 10 件（3.4%）減少した。表 1

**表1 高齢者虐待の判断件数、相談通報件数（平成25年度対比）**

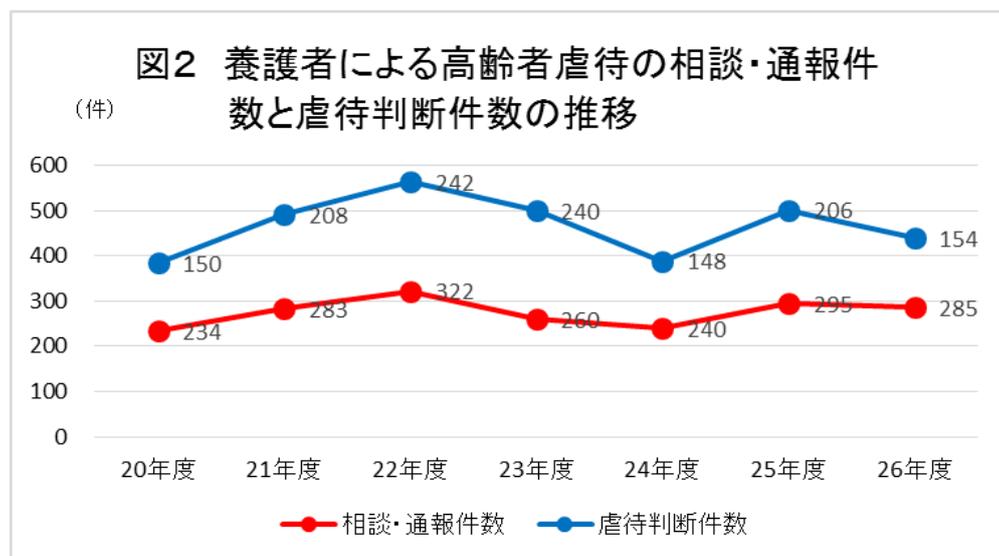
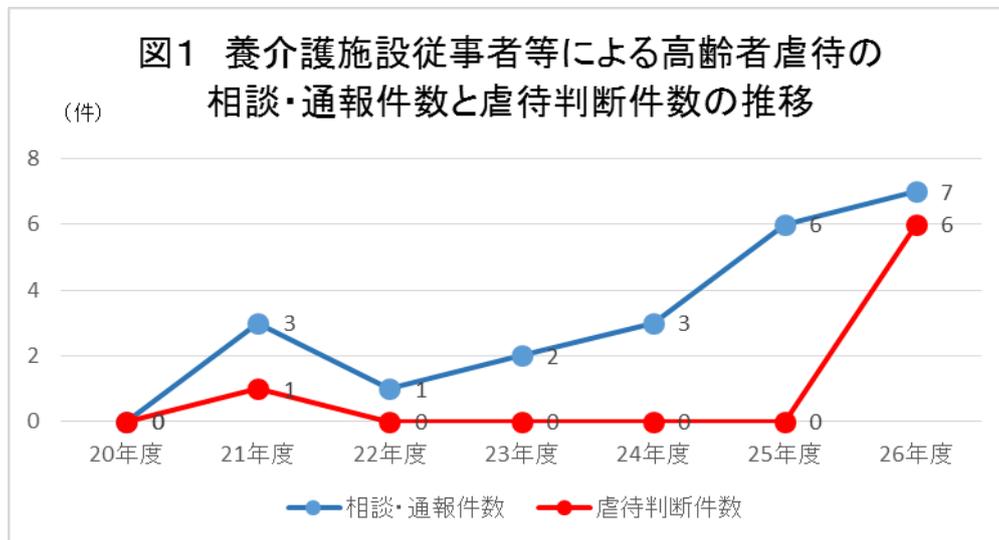
	養介護施設従事者等（※1）によるもの		養護者（※2）によるもの	
	虐待と判断した件数 （※3）	相談・通報件数 （※4）	虐待と判断した件数 （※3）	相談・通報件数 （※4）
26年度	6件	7件	154件	285件
25年度	0件	6件	206件	295件
増減 (増減率)	6件 (皆増)	1件 (16.7%)	△52件 (△25.2%)	△10件 (△3.4%)

※1 介護老人福祉施設など養介護施設又は居宅サービス事業など養介護事業の業務に従事する者

※2 高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等

※3 調査対象年度（平成26年4月1日から27年3月31日）に市町村等が虐待と判断した件数

※4 調査対象年度（同上）に市町村が相談・通報を受理した件数



## 2. 養介護施設従事者等による高齢者虐待

### (1) 相談・通報者

「家族・親族」及び「当該施設職員」がそれぞれ2人（25.0%）と最も多く、次いで「当該施設元職員」、「介護支援専門員」、「都道府県から連絡」、「その他」がそれぞれ1人（12.5%）であった。

なお、1件の事例に対し相談・通報者が複数の場合があるため、相談・通報件数7件に対し、相談・通報者人数は8人であった。

### (2) 事実確認の状況

相談・通報のあった7件すべてにおいて、事実確認調査を行っている。

#### 事実確認の実施状況

	件数	構成割合(%)
事実確認調査を行った事例	7	100.0
事実が認められた	6	[85.7]
事実が認められなかった	0	[0.0]
判断に至らなかった	1	[14.3]
事実確認調査を行っていない事例	0	-
虐待ではなく調査不要と判断した	0	-
調査を予定している又は検討中の事例	0	-
都道府県へ調査を依頼	0	-
その他	0	-
合 計	7	100.0

### (3) 虐待の事実が認められた施設・事業所の種別

「特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）」及び「介護老人保健施設」がそれぞれ2件（33.3%）と最も多く、次いで「短期入所施設」、「訪問介護等」がそれぞれ1件（16.7%）であった。

	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	認知症対応型共同生活介護	(住宅型)有料老人ホーム	小規模多機能型居宅介護等	軽費老人ホーム	養護老人ホーム	短期入所施設	訪問介護等	通所介護等	居宅介護支援等	その他	合計
人数	2	2	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	6
構成割合(%)	33.3	33.3	-	-	-	-	-	-	16.7	16.7	-	-	-	100.0

### (4) 虐待の内容

「身体的虐待」が35人（94.6%）と最も多く、次いで「心理的虐待」が2人（5.4%）、「性的虐待」が1人（2.7%）であった。

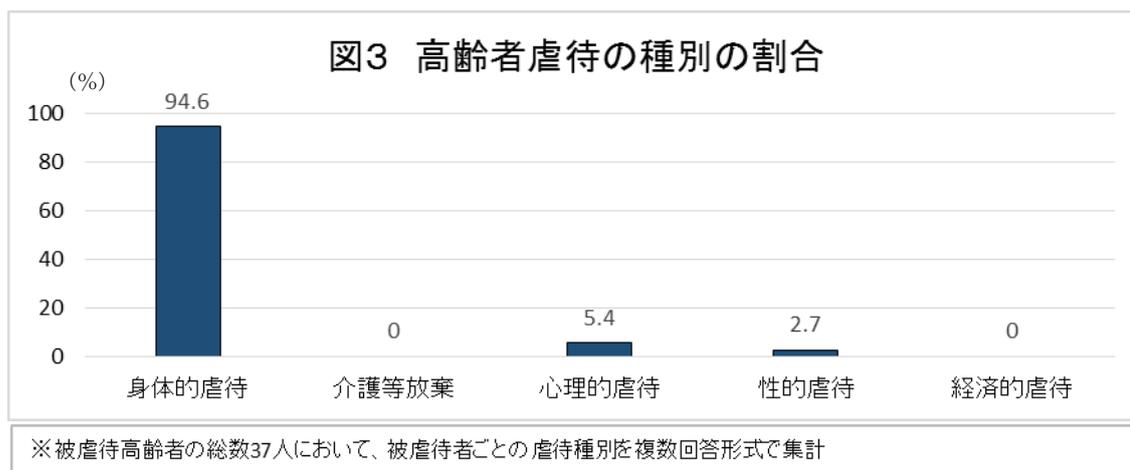
なお、虐待判断事例1件に対し、被虐待高齢者が複数の場合があり、虐待判断事例6件に対し、被虐待高齢者の実人数は37人となっている。また、虐待判断事例1件

に対し、虐待の種別・類型が複数の場合があるため、虐待の種別・類型は37件より多くなっている。(複数回答) 図3

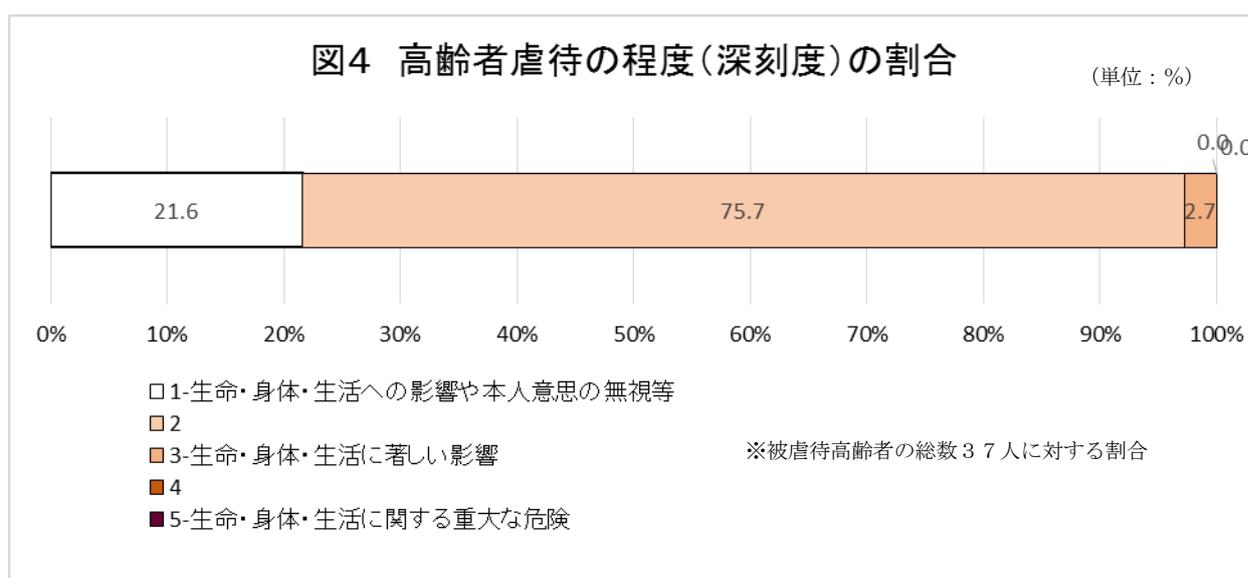
虐待の種別・類型 (複数回答)

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
件数	35	0	2	1	0
構成割合 (%)	94.6	-	5.4	2.7	-

(注) 構成割合は、虐待判断事例における被虐待者の実人数37人に対するもの。



- 虐待を受けた高齢者のうち、「身体拘束あり」は33人(94.6%)であった。
- 虐待の程度(深刻度)の割合では、5段階評価の「2」が28人(75.7%)で最も多く、次いで「1-生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等」が8人(21.9%)、「3-生命・身体・生活に著しい影響」が1人(2.7%)であった。図4
- 虐待による被虐待高齢者の死亡事例はなかった。



(5) 被虐待高齢者の状況

ア 性別及び年齢

性別では「女性」が27人(73.0%)、「男性」が10人(27.0%)と、「女性」が全体の約7割を占めていた。年齢階級別では、不明の者を除くと「80～84歳」が4人(10.8%)と最も多かった。

なお、1件の事例に対し被虐待高齢者が複数の場合があるため、虐待判断事例件数6件に対し、被虐待高齢者人数は37人であった。

被虐待高齢者の性別

	男	女	不明	合計
人数	10	27	0	37
構成割合(%)	27.0	73.0	—	100.0

被虐待高齢者の年齢

	65歳未満 障害者	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	その他 不明	合計
人数	1	0	1	3	4	2	2	24	37
構成割合(%)	2.7	—	2.7	8.1	10.8	5.4	5.4	64.9	100.0

イ 要介護度及び認知症日常生活自立度

要介護度は、不明の者を除くと「要介護4」が5人(13.5%)と最も多く、次いで「要介護3」及び「養介護5」がそれぞれ3人(8.1%)であった。

要介護認定者の要介護度

	人数	構成割合(%)
要支援1	0	—
要支援2	0	—
要介護1	0	—
要介護2	2	5.4
要介護3	3	8.1
要介護4	5	13.5
要介護5	3	8.1
不明	24	64.9
合計	37	100.0

要介護認定者の認知症日常生活自立度

	人数	構成割合(%)
自立又は認知症なし	0	—
自立度Ⅰ	0	—
自立度Ⅱ	1	2.7
自立度Ⅲ	5	13.5
自立度Ⅳ	0	—
自立度Ⅴ	0	—
認知症はあるが自立度不明	31	83.8
自立度Ⅱ以上(再掲)	(37)	(100.0)
認知症の有無が不明	0	—
合計	37	100.0

(6) 虐待を行った養介護施設従事者等（虐待者）の状況

ア 性別及び年齢

性別では「男性」が4人（66.7%）、「女性」が2人（33.3%）と、「男性」が全体の約7割を占めていた。年齢は「40～49歳」が2人（33.3%）と最も多かった。

虐待を行った養介護施設従事者等の性別

	男	女	不明	合計
人数	4	2	0	6
構成割合 (%)	66.7	33.3	—	100.0

虐待を行った養介護施設従事者等の年齢

	30歳未満	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	その他・不明	合計
人数	0	1	2	1	1	1	6
構成割合 (%)	—	16.7	33.3	16.7	16.7	16.7	100.0

イ 職名又は職種

虐待を行った養介護施設従事者等の職種は、「介護職」が5人（83.3%）と最も多く、次いで「施設長」が1人（16.7%）であった。

	介護職	看護職	管理職	施設長	経営者・開設者	その他・不明	合計
人数	5	0	0	1	0	0	6
構成割合 (%)	83.3	—	—	16.7	—	—	100.0

(7) 虐待の事実が認められた事例への対応状況

いずれの事例においても、市町村又は県による施設に対する指導や、改善計画の提出等が行われていた。

### 3. 養護者による高齢者虐待

#### (1) 相談・通報者

「警察」が77人(24.1%)と最も多く、次いで「介護支援専門員」が73人(22.8%)、「家族・親族」が55人(17.2%)であった。

なお、1件の事例に対し、相談・通報者が複数の場合があるため、相談・通報件数285件に対し、相談・通報者人数は320人であった。

#### 相談・通報者（複数回答）

	介護支援 専門員	介護保険 事業所職員	医療機関 従事者	近隣住民 ・知人	民生委員	被虐待者 本人	家族 ・親族	虐待者 本人	当該市町村 行政職員	警察	その他	不明	合計
人 数	73	6	13	13	9	36	55	4	16	77	18	0	320
構成割合 (%)	22.8	1.9	4.1	4.1	2.8	11.3	17.2	1.3	5.0	24.1	5.6	0.0	100.0

(注) 構成割合は、相談・通報者の合計人数320人に対するもの。

#### (2) 事実確認の状況

「事実確認調査を行った」が284件(97.6%)、「事実確認調査を行っていない」が7件(2.4%)であった。

事実確認調査を行った事例のうち、「訪問調査を行った事例」が201件(69.1%)、「関係者からの情報収集のみで調査を行った事例」が75件(25.8%)であった。

事実確認を行っていない事例の内訳は、「相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例」が4件(1.4%)、「後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の可否を検討中の事例」が3件(1.0%)である。

【留意事項】構成割合(%)の内訳の合計は、端数処理の関係で100%にならない場合がある。

### 事実確認の実施状況

	件数	構成割合(%)
事実確認調査を行った事例	284	97.6
立入調査以外の方法により調査を行った事例	276	(94.8)
訪問調査を行った事例	201	[69.1]
関係者からの情報収集のみで調査を行った事例	75	[25.8]
立入調査により調査を行った事例	8	(2.7)
警察が同行した事例	2	[0.7]
警察に援助要請したが同行はなかった事例	0	[0.0]
援助要請をしなかった事例	6	[2.1]
事実確認調査を行っていない事例	7	2.4
相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	4	(1.4)
相談・通報を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の可否を検討中の事例	3	(1.0)
合 計	291	100.0

(注) 事実確認の実施状況には、平成26年度以前に相談・通報があったもののうち、平成26年度に入って事実確認を行ったものが含まれるため、合計件数は平成26年度の相談・通報件数285件と一致しない。

### (3) 虐待の内容

「身体的虐待」が105件(65.2%)と最も多く、次いで「心理的虐待」が70件(43.5%)、「経済的虐待」が43件(26.7%)、「介護等放棄」が29件(18.0%)、「性的虐待」が1件(0.6%)であった。

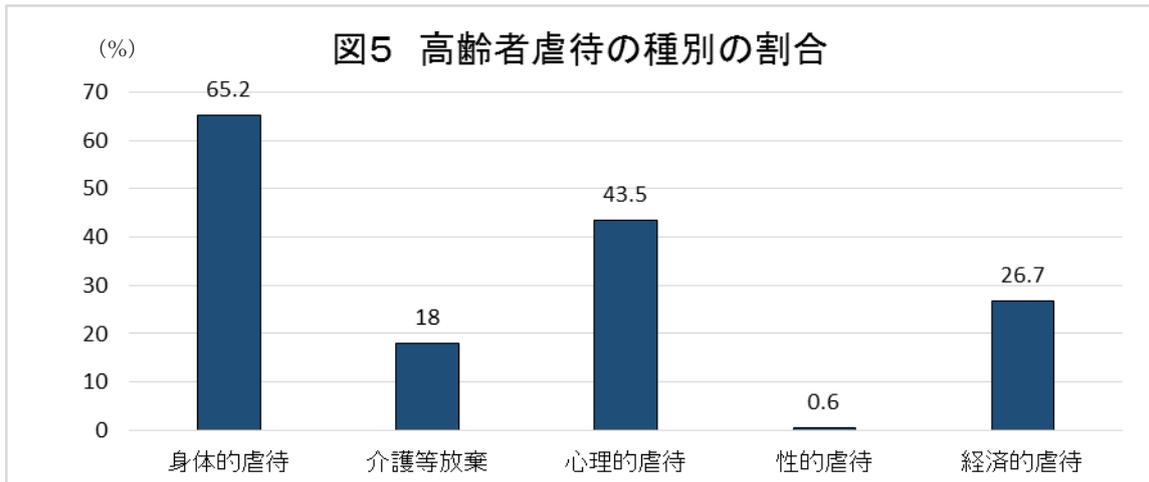
なお、虐待判断事例1件に対し、被虐待高齢者が複数の場合があり、虐待判断事例154件に対し、被虐待高齢者の実人数は161人となっている。

また、虐待判断事例1件に対し、虐待の種別・類型が複数の場合があるため、虐待の種別・類型は161件より多くなっている。

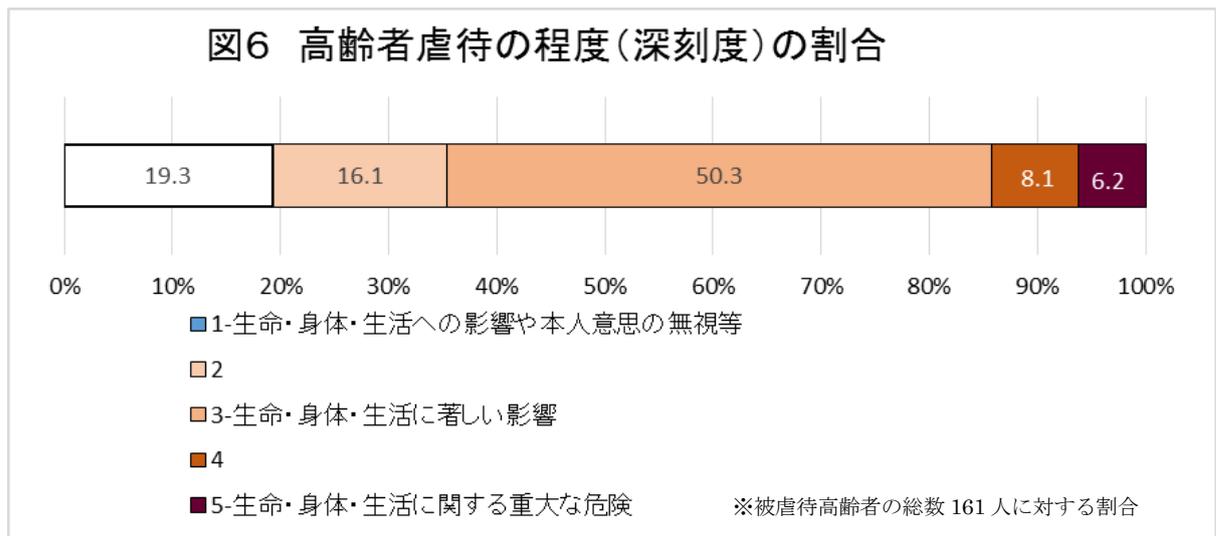
#### 虐待の内容(複数回答)

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
件数	105	29	70	1	43
構成割合(%)	65.2	18.0	43.5	0.6	26.7

(注) 構成割合は、虐待判断事例における被虐待者の実人数161人に対するもの。



○虐待の程度（深刻度）の割合は、5段階評価で「3-生命・身体・生活に著しい影響」が81人（50.3%）と最も多く、次いで「1-生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等」が31人（19.3%）であった。一方、最も重い「5-生命・身体・生活に関する重大な危険」は10人（6.2%）を占めた。図6



#### (4) 被虐待高齢者の状況

##### ア 性別及び年齢

性別では「女性」が130人（80.7%）、「男性」が31人（19.3%）と、「女性」が全体の約8割を占めていた。年齢階級別では「70～74歳」と「80～84歳」がそれぞれ34人（21.1%）と最も多かった。

なお、1件の事例に対し被虐待高齢者が複数の場合があるため、虐待判断事例件数154件に対し、被虐待高齢者人数は161人であった。

##### 被虐待高齢者の性別

	男	女	不明	合計
人数	31	130	0	161
構成割合 (%)	19.3	80.7	—	100.0

### 被虐待高齢者の年齢

	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	不明	合計
人数	22	34	33	34	27	11	0	161
構成割合 (%)	13.7	21.1	20.5	21.1	16.8	6.8	—	100.0

### イ 介護保険の申請

被虐待高齢者161人のうち、介護保険の利用申請を行い「認定済み」の者が70人（43.5%）と、約4割が要介護認定者であった。

### 被虐待高齢者の介護保険の申請

	人数	構成割合 (%)
未申請	56	34.8
申請中	9	5.6
認定済み	70	43.5
認定非該当（自立）	26	16.1
不明	0	—
合計	161	100.0

### ウ 要介護度及び認知症日常生活自立度

要介護認定者70人における要介護度は、「要介護2」が19人（27.1%）と最も多く、次いで「要介護1」が12人（17.1%）であった。

また、要介護認定者における認知症日常生活自立度「Ⅱ以上」の者は49人（70.0%）であり、被虐待高齢者全体（161人）の30.4%を占めた。

### 要介護認定者の要介護度

	人数	構成割合 (%)
要支援1	2	2.9
要支援2	6	8.6
要介護1	12	17.1
要介護2	19	27.1
要介護3	11	15.7
要介護4	9	12.9
要介護5	11	15.7
不明	0	—
合計	70	100.0

### 要介護認定者の認知症日常生活自立度

	人数	構成割合 (%)
自立又は認知症なし	6	8.6
自立度Ⅰ	15	21.4
自立度Ⅱ	18	25.7
自立度Ⅲ	19	27.1
自立度Ⅳ	5	7.1
自立度Ⅴ	5	7.1
認知症はあるが自立度不明	2	2.9
自立度Ⅱ以上（再掲）	(49)	(70.0)
認知症の有無が不明	0	—
合計	70	100.0

## エ 虐待者との同居・別居の状況

「虐待者とのみ同居」が81件（50.3%）と最も多く、「虐待者及び他家族と同居」の64件（39.8%）と合わせると、約9割が虐待者と同居であった。

被虐待高齢者における虐待者との同居の有無

	虐待者とのみ同居	虐待者及び他家族と同居	虐待者と別居	その他	不明	合計
件数	81	64	14	2	0	161
構成割合(%)	50.3	39.8	8.7	1.2	—	100.0

## オ 家族形態

「未婚の子と同居」が43件（26.7%）と最も多く、「配偶者と離別・死別等した子と同居」と「子夫婦と同居」とも合わせると59.6%と、約6割が子と同居の世帯であった。

家族形態

	単独世帯	夫婦のみ世帯	未婚の子と同居	配偶者と離別・死別等した子と同居	子夫婦と同居	その他	不明	合計
件数	7	38	43	19	33	21	0	161
構成割合(%)	4.3	23.6	26.7	11.8	20.5	13.0	—	100.0

(注)「未婚の子」は、配偶者がいたことのない子を指す。

## カ 虐待者との関係

被虐待高齢者からみた虐待者の続柄は、「息子」が70人（39.3%）と最も多く、次いで「夫」が47人（26.4%）、「娘」が18人（10.1%）の順であった。

なお、1件の事例に対し虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例件数154件に対し虐待者人数は178人であった。

虐待者の被虐待高齢者との続柄（重複可）

	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者(嫁)	娘の配偶者(婿)	兄弟姉妹	孫	その他	不明	合計
人数	47	8	70	18	9	9	2	9	6	0	178
構成割合(%)	26.4	4.5	39.3	10.1	5.1	5.1	1.1	5.1	3.4	—	100.0

(5) 虐待への対応策

ア 分離の有無

虐待への対応として、「被虐待高齢者の保護として虐待者からの分離を行った事例」が82件(42.1%)、「被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例」は55件(28.2%)であった。

虐待事例への対応策としての分離の有無

	件数	構成割合(%)
被虐待高齢者の保護として虐待者からの分離を行った事例	82	42.1
被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例	55	28.2
現在対応について検討、調整中の事例	4	2.1
虐待判断時点で既に分離状態の事例(別居、入院、入所等)	40	20.5
その他	14	7.2
合計	195	100.0

(注) 虐待への対応には、平成25年度の虐待判断事例のうち、平成26年度に入って対応を行ったものを含むため、合計人数は平成26年度の被虐待高齢者人数161人と一致しない。

イ 分離を行った事例の対応内容

分離を行った事例における対応は、「契約による介護保険サービスの利用」が25件(30.5%)と最も多く、次いで「上記以外の住まい・施設等の利用」が19件(23.2%)となっている。

分離を行った事例のうち、25件(30.5%)において面会を制限する措置が行われていた。

分離を行った事例の対応内容(最初に行った対応)

	件数	構成割合(%)	うち面会の制限を行った事例(内数)
契約による介護保険サービスの利用	25	30.5	7
老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	10	12.2	6
緊急一時保護	7	8.5	5
医療機関への一時入院	10	12.2	3
上記以外の住まい・施設等の利用	19	23.2	3
虐待者を高齢者から分離(転居等)	10	12.2	1
その他	1	1.2	0
合計	82	100.0	25

ウ 分離していない事例の対応内容

分離していない事例における対応では、「養護者に対する助言・指導」が24件(43.6%)と最も多く、次いで「経過観察(見守り)」が17件(30.9%)、「その

他」が11件（20.0%）、「既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し」が7件（12.7%）であった。

#### 分離していない事例の対応の内訳（複数回答）

		件数	構成割合(%)
経過観察（見守り）		17	30.9
経過観察以外の対応	養護者に対する助言・指導	24	43.6
	養護者が介護負担軽減のための事業に参加	1	1.8
	被虐待者が新たに介護保険サービスを利用	3	5.5
	既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し	7	12.7
	被虐待者が介護保険サービス以外のサービスを利用	6	10.9
	その他	11	20.0
合計（累計）		69	

（注）構成割合は、分離していない事例における被虐待者55人に対するもの。

#### エ 権利擁護に関する対応

権利擁護に関する対応として、成年後見制度及び日常生活自立支援事業の利用状況について把握した。成年後見制度については、「利用開始済み」が8件、「利用手続き中」は2件であった。また、「日常生活自立支援事業の利用」は3件であった。

#### （6）虐待等による死亡事例

平成26年度に虐待等により死亡に至った事例はなかった。

### 4. 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について

#### （1）市町村における高齢者虐待防止対応ごとの実施率

市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について、平成26年度末の状況を調査した。

項目ごとの実施率をみると、「地域包括支援センター等の関係者への高齢者虐待に関する研修」、「民生委員、住民、社会福祉協議会等からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組」、「成年後見制度の市町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化」及び「虐待を行った養護者に対する相談、指導又は助言」は7割以上の市町村で実施された。

一方、「行政機関、法律関係者、医療機関等からなる関係専門機関介入支援ネットワークの構築への取組」の実施率が3分の1程度となっており、今後積極的な取組が望まれる項目である。

## 市町村における体制整備等に関する状況

(平成26年度末現在)

体制整備の内容	実施済み	
	市町村数	
高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知 (平成26年度中)	市町村数	27
	構成割合(%)	67.5
地域包括支援センター等の関係者への高齢者虐待に関する研修	市町村数	32
	構成割合(%)	80.0
高齢者虐待について、講演会や市町村広報紙等による、住民への啓発活動	市町村数	23
	構成割合(%)	57.5
居宅介護サービス事業者に法について周知	市町村数	21
	構成割合(%)	52.5
介護保険施設に法について周知	市町村数	18
	構成割合(%)	45.0
独自の高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	市町村数	22
	構成割合(%)	55.0
民生委員、住民、社会福祉協議会等からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	市町村数	30
	構成割合(%)	75.0
介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組	市町村数	21
	構成割合(%)	52.5
行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組	市町村数	13
	構成割合(%)	32.5
成年後見制度の市町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化	市町村数	29
	構成割合(%)	72.5
法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議	市町村数	27
	構成割合(%)	67.5
老人福祉法による措置をとるために必要な居室確保のための関係機関との調整	市町村数	26
	構成割合(%)	65.0
虐待を行った養護者に対する相談、指導又は助言	市町村数	32
	構成割合(%)	80.0
居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の擁護を図るための早期発見の取組や相談等	市町村数	26
	構成割合(%)	65.0